

三重県フリースクール等民間施設運営支援補助金 運営ハンドブック

1 趣旨 本事業の考え方

- 本事業はフリースクールの持続可能な運営支援を図り、不登校児童生徒が人や社会とつながり、健やかに成長していくために、安心して過ごすことのできる居場所づくりへの支援を行うためのものである。
- 交付要領と本ハンドブックの遵守が、補助金交付の必須条件である。

2 補助金の適正な執行（交付要領 第4条関係）

• 経費の区分（対象外経費の明記）：

対象外となる経費の具体例
・学習支援、体験活動にかかる外部講師の報酬費、旅費 ・心理・福祉等の専門人材（臨床心理士、公認心理師、社会福祉士等）にかかる報酬費、 旅費 ・職員のための研修開催にかかる費用 ・職員の外部研修にかかる参加費 ・フリースクールで提供する食材料費 ・学習支援にかかる経費（文房具、書籍等） ・体験活動にかかる経費（玩具、楽器、動物の飼育に係る経費等）

• 証拠書類（領収書等）の要件：

- 必須要件（①日付、②宛名（団体名）、③金額、④但し書き（購入内容）、⑤発行者を明記すること。
- 代表者個人や関連会社との不透明な取引（補助事業者の役員が経営する企業との取引、役員の子親等以内の親族が経営する企業からの購入など、利益相反が疑われる取引）は認めない。
- 他の補助金（市町・民間助成金）との経費の明確な区分（二重申請の禁止）をすること。

- **不正行為の禁止:**

- 交付要領第21条(交付決定の取消)に該当する以下の行為を「不適切な事例」として明示します。
 - **虚偽申請:** 活動実績(開所日数、利用者数)の水増し。
 - **架空請求:** 購入実態のない領収書(預け金等)の作成。
 - **目的外利用:** 補助金で購入した備品等の私的利用。
 - **二重申請:** 他の補助金と同一の領収書を提出すること。

3 事業の実施状況の確認及び立入検査(交付要領 第22条関係):

(定期・随時の確認)

- 県は、補助事業の適正な実施を確認するため、電話、書面、または訪問により事業の実施状況や経理状況の確認を行うことがある。

(立入検査)

- 県が必要と認める場合、**事前告知なしの「抜き打ち」を含め、事業実施場所(フリースクール)や事務所に立入検査**を行うことがある。

(協力義務)

- 補助事業者は、これらの確認及び検査に対し、正当な理由なく拒否、妨害、または虚偽の回答をしてはならない。
- 正当な理由なく協力を拒否した場合等は、交付条件違反として、交付要領第21条第3号に基づき交付決定の取消等の対象となる。
- 備品については減価償却ができる資産の耐用年数表を参考に、購入から2年間以内に故障等の理由により、使い続けられなかった場合については速やかに県に報告しなければならない。

5 誓約事項

- 補助金申請者は、交付要領及び当該ハンドブックの内容を理解し、遵守することを誓約する旨の条項を設ける。
- この誓約は、誓約書兼同意書【団体用】(様式I 別紙4)の署名及び提出をもって担保する。
- 本ハンドブックに記載する内容に違反した場合は交付取消・返還(第21条)の対象となる。